

滋賀県最低賃金

(発効日 平成25年10月25日)

時間額 **730円**

**必ずチェック
最低賃金!**

使用者も、労働者も。

特定(産業別)最低賃金 (発効日 平成25年12月29日)

紡績業、化学繊維製造業、
その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、
その他の繊維製品製造業

時間額 **750円**

ガラス・同製品、
セメント・同製品、
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業

時間額 **836円**

製鋼・製鋼圧延業、
鋼材、鉄素形材、
鋳鉄管製造業

時間額 **775円**
(平成16年12月18日発効)

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額 **835円**

計量器・測定器・
分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額 **818円**

各種商品小売業

時間額 **765円**

自動車・同附属品製造業

時間額 **839円**

- ※1 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
- ※2 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。
- ※3 派遣労働者には派遣先事業場の最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先

■ 滋賀労働局 賃金室 ☎077(522)6654 ■ 彦根労働基準監督署 ☎0749(22)0654
■ 大津労働基準監督署 ☎077(522)6641 ■ 東近江労働基準監督署 ☎0748(22)0394